

種別	告示	出所	財務省	文書番号	第101号	文書日付	H29.03.31
輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第101号）							

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件

（財務省告示第101号・H29.03.31）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和三十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
61.01 ～ 61.16 61.17	[略]			61.01 ～ 61.16 61.17	[同左]		
6117.10 <u>6117.80</u> 6117.90	000 [略] —その他の附属品 [略]		<u>KG</u>	6117.10 <u>6117.80</u> 6117.90	[同左] [同左] —その他の附属品 [同左]	<u>NO</u>	<u>KG</u>
[略]				[同左]			
95.03 <u>9503.00</u>	000 <u>三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</u>		<u>KG</u>	95.03 <u>9503.00</u>	<u>三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</u>		
				100	—電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）		<u>KG</u>
				200	—縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）を除く。）	<u>DZ</u>	<u>KG</u>
				310	—その他の組立てセット及び組立てがん具		
				390	—娯楽用模型（プラモデルを含む。）	<u>DZ</u>	<u>KG</u>
				400	—その他のもの		<u>KG</u>
					—がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	<u>NO</u>	<u>KG</u>

95.04 ～ 95.08	[略]				95.04 ～ 95.08	—その他のがん具及び模型 (原動機を自蔵するものに 限る。)		
						810 —プラスチック製のもの	NO	KG
						890 ——その他のもの	NO	KG
						910 —プラスチック製のもの		KG
						990 ——その他のもの		KG
[略]					[同左]			
輸入統計品目表					輸入統計品目表			
[略]					[同左]			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
[略]					[同左]			
04.01	[略]			04.01	[同左]			
04.02	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			04.02	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			
0402.10	—粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。)			0402.10	—粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。)			
	—砂糖を加えたもの				—砂糖を加えたもの			
110	— — — 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	110	— — — 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	
	— — — その他のもの				— — — その他のもの			
121	— — — 関税割当制度による数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの		KG	121	— — — 関税割当制度による数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの		KG	
129	— — — その他のもの		KG	129	— — — その他のもの		KG	
	— — — その他のもの				— — — その他のもの			

	<p>――幼稚園、小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。))及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。))</p> <p>――学校等給食用のもの</p>				<p>――小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。))及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。))</p> <p>――学校等給食用のもの</p>			
	211	――関税割当制度による数量(以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。))以内のもの			211	――関税割当制度による数量(以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。))以内のもの		
		212	――その他のもの	K G		212	――その他のもの	K G
			――飼料用のもの	K G			――飼料用のもの	K G
		216	――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの			216	――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	
				K G				K G
		217	――その他のもの			217	――その他のもの	
				K G				K G
		221	――独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			221	――独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
				K G				K G
			――その他のもの				――その他のもの	
		222	――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの			222	――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	
				K G				K G
		229	――その他のもの			229	――その他のもの	
				K G				K G
	0402.21	[略]			0402.21	[同左]		
	～				～			
	0402.99	[略]			0402.99	[同左]		
	04.03				04.03			
	～				～			
	04.10	[略]			04.10	[同左]		
	[略]				[同左]			

20.01 ～ 20.08	[略]			20.01 ～ 20.08	[同左]		
20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)			20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
2009.11 ～ 2009.79	[略]			2009.11 ～ 2009.79	[同左]		
2009.81 2009.89	－その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)			2009.81 2009.89	－その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)		
	[略]				[同左]		
	－その他のもの				－その他のもの		
	－果汁				－果汁		
	－砂糖を加えたもの				－砂糖を加えたもの		
111	－しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	111	－しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
119	－その他のもの	L	KG	119	－その他のもの	L	KG
	－その他のもの				－その他のもの		
	－しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの				－しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
122	－ブルーングジュース	L	KG	122	－ブルーングジュース	L	KG
123	－その他のもの	L	KG	123	－その他のもの	L	KG
129	－その他のもの	L	KG	129	－その他のもの	L	KG
	－野菜ジュース				－野菜ジュース		
210	－砂糖を加えたもの	L	KG	210	－砂糖を加えたもの	L	KG
	－その他のもの				－その他のもの		
221	－気密容器入りのもの	L	KG	221	－気密容器入りのもの	L	KG
	－その他のもの				－その他のもの		
231	－にんじんジュース	L	KG	231	－にんじんジュース	L	KG
239	－その他のもの	L	KG	239	－その他のもの	L	KG
	<u>－その他のもの</u>				[新規]		
	<u>－砂糖を加えたもの</u>	L	KG				
	<u>－その他のもの</u>	L	KG				
2009.90	－混合ジュース			2009.90	－混合ジュース		
	－果汁を主成分とするもの				－混合果汁		
	－砂糖を加えたもの				－砂糖を加えたもの		
111	－しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	111	－しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
119	－その他のもの	L	KG	119	－その他のもの	L	KG
	－その他のもの				－その他のもの		
121	－しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	121	－しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
129	－その他のもの	L	KG	129	－その他のもの	L	KG

		－野菜ジュースを主成分とするもの				－混合野菜ジュース			
	210	－砂糖を加えたもの	L	KG		210	－砂糖を加えたもの	L	KG
	220	－その他のもの	L	KG		220	－その他のもの	L	KG
		－その他のもの					[新規]		
	910	－砂糖を加えたもの	L	KG					
	990	－その他のもの	L	KG					
[略]					[同左]				
22.01 ～ 22.07 22.08		[略]			22.01 ～ 22.07 22.08		[同左]		
	2208.20	000	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			2208.20	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
			－ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	L			－ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		
						100	－アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)		L
						200	－その他のもの		L
	2208.30	000	－ウイスキー	L		2208.30	－ウイスキー		
							－バーボンウイスキー(内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。)		
						011	－アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)		L
						019	－その他のもの		L
							－ライウイスキー(内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。)		
						021	－アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)		L
						029	－その他のもの		L
							－その他のもの		
						031	－アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)		L
						032	－その他のもの		L
2208.40 ～ 2208.70 2208.90		[略]			2208.40 ～ 2208.70 2208.90		[同左]		
			－その他のもの				－その他のもの		
			－エチルアルコール及び蒸留酒				－エチルアルコール及び蒸留酒		
	110		－フルーツブランデー	L			－フルーツブランデー		

	-----温度15度にお ける比重が 0.83以上で引 火点が温度 130度以下の もの(本邦に到 着した時にお いてこれらの 性質を有する もの又は政令 で定めるところ により本邦 に到着した石 油製品に他の 石油製品を混 合して得たも のでこれらの 性質を有する ものに限る。第 2710.20号にお いて同じ。)の うち、農林漁業 の用に供する もの					-----その他のもの -----温度15度 における比重 が0.83以上 で引火点が 温度130度以 下のもの(本 邦に到着し た時におい てこれらの 性質を有す るもの又は 政令で定め るところに より本邦に 到着した石 油製品に他 の石油製品 を混合して 得たもので これらの性 質を有する ものに限る。 第2710.20号 において同 じ。)のう ち、農林漁 業の用に供 するもの			
163	-----重油	KL	KG			163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG			164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの						-----その他のもの		
	-----硫黄の含有 量が全重量 の0.3%以 下のもの						-----硫黄の含 有量が全 重量の 0.3%以 下のもの		
165	-----重油	KL	KG				-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG				-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの					165	-----重油	KL	KG
167	-----重油	KL	KG			166	-----粗油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG				-----その他の もの		
	-----温度15度にお ける比重が0.9037 を超えるもの					167	-----重油	KL	KG
	-----製油の原料と して使用する もの					169	-----粗油	KL	KG
171	-----重油	KL	KG				-----温度15度にお ける比重が0.9037 を超えるもの		
172	-----粗油	KL	KG				-----製油の原料と して使用する もの		
	-----その他のもの					171	-----重油	KL	KG
	-----硫黄の含有 量が全重量 の0.3%以 下のもの					172	-----粗油	KL	KG
173	-----重油	KL	KG				-----その他のもの		
174	-----粗油	KL	KG				-----硫黄の含有 量が全重量 の0.3%以 下のもの		
	-----その他のもの					173	-----重油	KL	KG
175	-----重油	KL	KG			174	-----粗油	KL	KG
179	-----粗油	KL	KG				-----その他のもの		
						175	-----重油	KL	KG
						179	-----粗油	KL	KG

	-----潤滑油（流動パラフィンを含む。）						-----潤滑油（流動パラフィンを含む。）				
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの						-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの				
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	K L	K G				-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	K L	K G		
	-----その他のもの						-----その他のもの				
193	-----流動パラフィン	K L	K G				-----流動パラフィン	K L	K G		
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	K L	K G				-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	K L	K G		
195	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	K L	K G				-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	K L	K G		
196	-----その他のもの	K L	K G				-----その他のもの	K L	K G		
199	-----その他のもの	K L	K G				-----その他のもの	K L	K G		
	-----その他のもの						-----その他のもの				
210	-----グリース	K L	K G				-----グリース	K L	K G		
	-----その他のもの						-----その他のもの				
291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	K L	K G				-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	K L	K G		
	-----その他のもの						-----その他のもの				
293	-----液状の潤滑剤	K L	K G				-----液状の潤滑剤	K L	K G		
299	-----その他のもの	K L	K G				-----その他のもの	K L	K G		
2710.20	-----石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）					2710.20	-----石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）				
	-----石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）						-----石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）				
	-----揮発油						-----揮発油				
	-----低重合度の混合アルキレン						-----低重合度の混合アルキレン				
111	-----トリプロピレン	K L	K G				-----トリプロピレン	K L	K G		
119	-----その他のもの	K L	K G				-----その他のもの	K L	K G		

120	-----政令で定める分留 性状の試験方法に よる減失量加算 5%留出温度と減 失量加算95%留出 温度との温度差が 2度以内のもの(低 重合度の混合アル キレンを除く。)	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石 油化学製品の製 造に使用するも の	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のも の(アンチノッ ク剤を加えて ないものを含 む。)		
131	-----温度15度に おける比重 が0.8017以 下のもの	KL	KG
132	-----その他のも の	KL	KG
137	-----自動車の燃料 用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	----灯油		
141	-----低重合度の混合ア ルキレン	KL	KG
	-----その他のもの		
142	-----ノルマルバラ フィン(直鎖飽和 炭化水素の含有 量が全重量の95 %以上のものに 限る。)	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める 石油化学製品 の製造に使用 するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエン ジンの燃 料用のもの	KL	KG
149	-----その他のも の	KL	KG
	----軽油		
151	-----政令で定める石油 化学製品の製造に 使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	----重油及び粗油		
	-----温度15度における 比重が0.9037以下 のもの		
	-----製油の原料とし て使用するもの		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG

120	-----政令で定める分留 性状の試験方法に よる減失量加算 5%留出温度と減 失量加算95%留出 温度との温度差が 2度以内のもの(低 重合度の混合アル キレンを除く。)	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石 油化学製品の製 造に使用するも の	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のも の(アンチノッ ク剤を加えて ないものを含 む。)		
131	-----温度15度に おける比重 が0.8017以 下のもの	KL	KG
132	-----その他のも の	KL	KG
137	-----自動車の燃料 用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	----灯油		
141	-----低重合度の混合ア ルキレン	KL	KG
	-----その他のもの		
142	-----ノルマルバラ フィン(直鎖飽和 炭化水素の含有 量が全重量の95 %以上のものに 限る。)	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める 石油化学製品 の製造に使用 するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエン ジンの燃 料用のもの	KL	KG
149	-----その他のも の	KL	KG
	----軽油		
151	-----政令で定める石油 化学製品の製造に 使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	----重油及び粗油		
	-----温度15度における 比重が0.9037以下 のもの		
	-----製油の原料とし て使用するもの		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG

	195	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG		195	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
	196	-----その他のもの	KL	KG		196	-----その他のもの	KL	KG
	199	-----その他のもの	KL	KG		199	-----その他のもの	KL	KG
	210	-----グリース	KL	KG		210	-----グリース	KL	KG
	291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG		291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	293	-----液状の潤滑剤	KL	KG		293	-----液状の潤滑剤	KL	KG
	299	-----その他のもの	KL	KG		299	-----その他のもの	KL	KG
	2710.91	[略]				2710.91	[同左]		
	2710.99	[略]				2710.99	[同左]		
	27.11	[略]				27.11	[同左]		
	27.15	[略]				27.15	[同左]		
	[略]					[同左]			
29.01		[略]				29.01	[同左]		
29.03		[略]				29.03	[同左]		
29.04		[略]				29.04	[同左]		
	2904.10	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。)				2904.10	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。)		
	2904.36	[略]				2904.36	[同左]		
	2904.91	-----その他のもの				2904.91	-----その他のもの		
	2904.99	[略]				2904.99	[同左]		
	100	-----パラ-ニトロクロロベンゼン		KG		000	-----その他のもの		KG
	900	-----その他のもの		KG					
	29.05	[略]				29.05	[同左]		
	29.42	[略]				29.42	[同左]		
	[略]					[同左]			
39.01		[略]				39.01	[同左]		
39.07		[略]				39.07	[同左]		
39.08		ポリアミド(一次製品に限る。)				39.08	ポリアミド(一次製品に限る。)		
	3908.10	[略]				3908.10	[同左]		
	3908.90	-----その他のもの				3908.90	-----その他のもの		
	100	-----メタ-アラミド		KG		010	-----塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		KG
		-----その他のもの							

62.17		その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第62.12項のものを除く。)			62.17		その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第62.12項のものを除く。)		
6217.10		－附属品			6217.10		－附属品		
		－－ベルト					－－ベルト		
	011	－－－絹製の帯(幅が30センチメートル以上、長さが4メートル以上のもの)	NO	KG	011		－－－絹製の帯(幅が30センチメートル以上、長さが4メートル以上のもの)	NO	KG
	019	－－－その他のもの	NO	KG	019		－－－その他のもの	NO	KG
	090	－－－その他のもの		KG	090		－－－その他のもの	NO	KG
6217.90		[略]			6217.90		[同左]		
[略]					[同左]				
95.03					95.03				
9503.00	000	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル		KG	9503.00		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル		
					100		－車輪付きがん具及び人形用乳母車		KG
							－人形(人間を模したものに限る。)		
					210		－人形(服を着せてあるかないかを問わない。)	NO	KG
							－部分品及び附属品		
					221		－－衣類、衣類附属品、履物及び帽子		KG
					229		－－－その他のもの		KG
							－がん具(人間以外の生物又は動物を模したものに限る。)		
							－詰物をしたもの		
					311		－－－紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	NO	KG
					319		－－－その他のもの	NO	KG
							－－その他のもの		
							－－－紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		
					323		－－－プラスチック製のもの	NO	KG
					329		－－－その他のもの	NO	KG
					390		－－－その他のもの	NO	KG
							－パズル		
					410		－卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG
					490		－その他のもの	NO	KG
							－電気式鉄道車両(線路、信号機その他の附属品を含む。)、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具		
					510		－卑金属製又はプラスチック製のもの		KG
					590		－その他のもの		KG
							－楽器類(がん具に限る。)		
							及びその他のがん具(セットにしたものに限る。)		
					610		－紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG
					690		－その他のもの	NO	KG

95.04 ～ 95.08		[略]			95.04 ～ 95.08		ーその他のもの ーー紡織用繊維の織物製、卑 金属製又はプラスチック 製のもの 911 ーーー紡織用繊維の織物製 のもの 912 ーーー卑金属製のもの 913 ーーープラスチック製のも の 990 ーーその他のもの [同左]	NO NO NO NO	KG KG KG KG
[略]					[同左]				
96.01 ～ 96.18 96.19		[略]			96.01 ～ 96.18 96.19		[同左]		
9619.00	000	生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン、乳児用のおむ つ及びおむつ中敷きその他 これらに類する物品(材料を 問わない。)	NO	KG	9619.00		生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン、乳児用のおむ つ及びおむつ中敷きその他 これらに類する物品(材料を 問わない。)		
						100	ー紙製、セルロースウオッ ディング製、セルロース織 維のウェブ製又は紡織用 繊維のウオッピング製 のもの	NO	KG
						200	ー綿製のもの	NO	KG
						300	ーその他のもの	NO	KG
96.20		[略]			96.20		[同左]		
[略]					[同左]				